

平成 26 年度飯田市製造業販路開拓支援補助金公募要領

1 目 的

飯田市内企業の国内及び海外における販路開拓を支援することを目的として、展示商談会及び見本市等（以下「展示商談会等」という。）に出展する市内企業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

（本制度を利用するためには、事業実施前に交付申請書を提出していただくことが必要です。）

2 概 要

2. 1 補助対象者

飯田市内に住所を有するか若しくは主要な事業所を有する製造業者

2. 2 補助対象事業

平成26年4月1日から平成27年3月31日までに行われる国内及び海外において補助対象者の製品の販路開拓に資する展示商談会等

2. 3 補助率及び補助金限度額

区 分	補 助 率	補助限度額	備 考
国内展示商談会等	補助対象経費の40%	8万円	※ 特例として会長が必要と認めるときには、予算の範囲内において補助限度額の1.5倍を上限として交付することができる。
海外展示商談会等	補助対象経費の60%	20万円	

2. 4 補助件数

区 分	件 数
国内展示商談会等	25件程度
海外展示商談会等	2件程度

※ 予算の都合等により件数が変更となる場合があります。

2. 5 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業に係わる必要最小限の経費で「補助対象経費一覧」に掲げる経費です。（「補助対象経費一覧」に記載のないものは補助対象になりません。）

「補助対象経費一覧」

経費区分	経費名	内 容
国内展示商談会等出展費	出展小間料	展示商談会等に係わる出展小間料
	展示装飾費	装飾費、備品・機器等のリース料（展示商談会等の開催期間中に会場にて使用する机・いす等）
	光熱水費	会場使用の際に必要なとなる光熱水費（電気工事を含む）
	輸送費	展示に要する物品、資材等の運搬について、外部委託する経費
	その他	事業の実施に会長が必要と認める経費
海外展示商談会等出展費	出展小間料	展示商談会等に係わる出展小間料
	展示装飾費	装飾費、備品・機器等のリース料（展示商談会の開催期間中に会場にて使用する机・いす等）
	光熱水費	会場使用の際に必要なとなる光熱水費（電気工事を含む）
	輸送費	展示に要する物品、資材等の運搬について、外部委託する際の経費
	通訳・翻訳費	展示商談会等の会期中における通訳を外部委託する際の経費及び展示商談会等の前に必要となる翻訳等を外部委託する際の経費
	その他	事業の実施に会長が必要と認める経費

※ 補助対象者を含む複数企業による共同出展の場合、または、補助対象者以外の第三者が一括して借り上げた小間に出展した場合は、それぞれの小間の使用面積、費用の負担割合、支払いを証明できる書類及び展示商談会の詳細資料（小間料、配置図等がわかるもの）が必要になります。

○ 補助対象外経費の例

- (1) 補助対象事業に係わる書類に不備のあるもの（各種支払い根拠資料のないもの）
- (2) 共同出展等に係わる経費で、企業間の費用負担の按分の妥当性が説明できない費用
- (3) 間接経費（手数料、保険料、通信費、飲食費等）
- (4) セミナーに係わる費用、
- (5) 租税公課「消費税、印紙代等」
- (6) 展示商談会に出展しなかった場合の当該展示商談会に係わるすべての費用

3 申請に関する注意事項

- (1) 提出いただいた書類は返却できません。
- (2) 審査の経過・結果に関するお問い合わせには応じかねます。
- (3) 審査結果は、審査終了後に通知します。
- (4) 補助金は、予算の範囲内で交付します。このため、採択された場合であっても予算の都合等により申請額から減額される場合があります。
- (5) 交付決定の際に通知する補助金交付決定額は、補助金交付の上限を示すものであり、事業完了後の実績報告の確認後に補助金額が確定されます。
- (6) 補助金確定に当たり、当該事業の実施及び帳簿類の確認ができない場合は、当該事業に係わる経費であっても補助対象外となります。
- (7) 他の補助金との重複は認めますが、補助金の総額が、補助対象経費を上回る可能性がある場合には、申請額から減額して交付決定します。
- (8) 企業からの申請に対する補助金の交付は、年度毎1回限りとします。

4 申請方法等

4.1 補助金交付申請（一斉受付）

以下の書類を提出してください。

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 経費内訳
- ④ 定款、規則、会則その他事業概要が確認できる書類

その他、必要に応じて、追加で書類を提出していただくことがあります。

4.2 結果通知（交付決定）

申請内容の審査を行い、適否等を決定し、申請者に結果の通知をします。

4.3 事業計画の変更及び廃止

交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）が、交付決定後、事業内容を変更する場合には、変更承認申請書（様式第5号）を速やかに提出してください。ただし、軽微な変更（補助金交付申請額に変更がなく、経費内訳の経費名において当初金額の40%を超えない範囲）はこの限りではありません。

また、事業を廃止する場合には、廃止承認申請書（様式第6号）を速やかに提出してください。

4.4 実績報告書の提出

補助事業者が、当該年度の補助事業が完了した場合は、補助事業完了後20日以内あるいは、平成27年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）及び補助対象経費の領収書、出展状況がわかる写真を提出してください。

その他、必要に応じて、追加で書類を提出していただくことがあります。

4.5 補助金額の確定、請求及び支払い

実績報告書に基づき書類審査を行い、補助金額を確定し、補助事業者に交付額確定通知を通知します。補助事業者は、確定通知を受領後、補助金交付請求書を提出

してください。その後、飯田市製造業販路開拓事業推進協議会（以下「協議会」という。）より補助金を支払います。

5 補助事業完了後の注意事項

5. 1 関係書類の提出

補助事業に係わるすべての書類及び帳簿類は、補助事業の完了した日の属する日の会計に年度終了後5年間保存してください。

5. 2 補助事業の公表

補助事業者は、企業名、代表社名、住所、対象展示商談会名等を公表する場合があります。

5. 3 成果報告の提出

補助事業者は、補助対象事業から1年間の成果について、平成28年3月末までに報告してください。

6 補助金交付決定の取り消し・補助金の返還

補助事業者及びその関係者が、以下のいずれかに該当した場合には、補助金交付決定の全部または一部の取り消しを行うことがあります。

また、補助金交付決定を取り消した場合において、すでに補助事業者に補助金が交付されているときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 交付決定または変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき
- (2) 虚偽等不正な手段により補助金の交付を受けたとき、または受けようとしたとき
- (3) 暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき
- (4) その他、協議会が補助事業者として不適切と判断したとき

7 公募期間

平成26年3月14日（金）から平成26年3月31日（月）17時まで

（持参の場合：土日、祝日を除く、8時30分から17時までに持参）

（郵送の場合：平成26年3月31日（月）17時必着）

8 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせ先は以下のとおりです。

～問い合わせ先～

〒399-0003 飯田市上郷別府 3338-8

飯田市産業経済部工業課 担当：木下 裕道

TEL：0265-22-5644 FAX：0265-24-0962

E-mail：kougyou@city.iida.nagano.jp

7 スケジュール

	予定	申請者	協議会
公募	公募期間 3月14日～3月31日	②申請	①公募開始
審査・選定	選定、交付決定 4月		審査、選定 ③交付決定 ④交付決定通知
事業の遂行・報告・支払い	事業開始 事業完了 支払請求	展示商談会出展 ↓ 事業完了 ↓ ⑤実績報告 ↓ ⑧補助金交付請求	⑥確認 ⑦補助額確定通知 ⑨支払い
成果報告	成果報告の提出 平成28年3月末	⑩報告書の提出	